

法務省 「各府省からの第2次回答」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
保育士登録の取消しに係る事務の運用については、保育士登録の情報と法務省の犯歴情報とを合意した上で、取消し必要な保育士について國から該当の都道府県に情報提供するなど、地方の事務負担に配慮した効果的・効率的な方法を検討し、早期に対応方法を示していただきたい。	-	【静岡県】 関係省庁との協議内容等について、適宜、都道府県に情報提供いただくなど、要望内容が反映されるよう配慮願いたい。	-			厚労省において通知等を発出する、という回答について意見なし。
申請の一身専属性から、本人に義務が生じるため後見人の申請が認められないとの説明は、現行制度における本人申請以外の方法による保護(生計同一でない本人以外の申請)による保護、急迫時の職権保護にも該当するため、提案の回答になつてない。なお、法が本人以外の申請を規定したのは、意思能力のない者があなないことから、申請を本人のみの権利とすれば法の目的が達成されないためであり、当該申請により、はじめて申請できない者の申請権は確保される。また、申請により国が生存権を保障するといふ申請保護の原則からすれば、本人申請でなくとも本人以外の申請が可能なら、当該原則の例外である職権保護に優先して行うべきであり、そのため、職権保護で結果的に保護が可能であることは代替案となり得ず、提案で議論すべきは、後見人が本人以外の申請者となるか否かである。後見人は、被後見人の財産管理に関する全ての法律行為に代理権があるのは回答のとおりだが、それのみならず、法律上その事務を行う際は被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身状態・生活状況に配慮しなければならない立場にある。これは法律上本人の利益を守るへ立場の者として本人以外の申請者(扶養義務者とその他同居親族)が選定した理由と同一性を有するばかりか、その職責を考慮すれば、後見人こそ当該申請者に相応しい。また、独居老人や老夫・認証世帯が急増する超高齢社会の中、後見制度の役割が期待されており、後見人側からも提案実施を望む声は大きいのではないか。このため、保護の実施機関である自治体の多くが、後見人の申請者の追加に同意し、求めている状況である。よって再検討を求める。	有	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 判断能力が欠けている成年被後見人が、資産がない場合など要保護の状態にある場合について、一般的に「急迫した事由のある場合」にあたり、職権保護が可能ということであれば、地方政府公共団体において判断に迷うことがないよう、改めて職権保護に関する考え方を整理し、通知するようお願いしたい。 ○ 生活保護制度は申請保護の原則に立っていることを踏まえれば、意思表示ができない要保護者であっても、ただちに職権保護を適用するのではなく、できるだけ適切に申請手続きができるよう、成年後見人による代理申請を認めることができないか、検討すべきではないか。 ○ 成年後見人は財産に関する法律行為についての包括的な代理権を有するものであり、調査・罰則の対象など特別の關係が生ずるものであっても、そのことのみをもって代理権の範囲に入るべき地がないといふことは単に財産に関する法律行為とはいえないとしても、制度の趣旨・目的からすれば、実質的には経済的給付による生活保護が生じると考えられるため、必ずしも一身専属的な事項には当たらず、成年後見人に於いても、その権限・職責を踏まえ、扶養義務者や同居の親族の申請を認めていくことと同様に、代理申請を可能とするのではないか。 ○ 仮に成年後見による代理申請を法定することはできないとしても、行政手続法第36条の3の処分等の求めの制度のように、職権保護の端緒とするため成年後見人による「求め」の法定化は可能ではないか。	○ 前回回答のとおり、生活保護の申請は単に経済的給付を受給するだけでなく、本人の義務を生じさせる行為であり、後見人が行うことができるような財産を管理する行為や財産に関する法律行為にとどまらないものもあると考えている。 ○ 保護を要するにも関わらず意思を表示できない場合については、生活保護法第25条の職権保護の条件である急迫した状況に該当するものと考えており、今後、この内容について地方政府公共団体に対して、通知・連絡等について検討してまいりたい。 ○ なお、要保護者の発見・連絡等については、「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連絡の在り方について」(社福保発031004号厚生労働省社会・保護局保護課長通知)において、関係機関との連携等についてお示しているところであり、実際に関係機関からの連絡により職権保護を適用している。		
○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が生まれないため認められない」との回答であるが、農業においては組合員農家と農業協同組合の2者が農地を区切って技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると考えられるが、そのような場合であっても認めるよう改善の余地はないのか。	-	【千葉県】 農業協同組合単位では、地域が限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営主体での実習が可能となれば、県内外の各農地の様々な技術を習得することが可能となると思われるため、引き続き要望をしたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【法務省・厚生労働省】 第一次回答で回答したとおり、技能実習を共同で行うことができるのは、技能実習法第8条第1項において、企業体としての組織力・安定性等を活かすことができる法人のみに限っており、個人事業主と法人が共同での技能実習を行うことは認められない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一つの技能実習として行うことと、現行の規定の下でも可能である(北海道内の複数の農協について実績有)。 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指導命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと想料される。	
○回答の「個人である農業者が、その業務の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり、地方自治体も関与する形で、御提案のよる農産物栽培と農産物選別出荷を行っている例」について具体的な事例などを教えていただきたい。	-	【香川県】 JAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性等が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。	-		【農林水産省】 農林水産省は、技能実習法を所管おらず、御提案の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実現可否についてはお答えする立場にない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一つの技能実習として行うことと、現行の規定の下でも可能である。(北海道内の複数の農協等について実績有)。 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指導命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと想料される。	
「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項第3号は、情報提供できる業務を「法令の定める事務又は業務」としているが、外国人に対する生活保護の措置は、昭和29年5月8日当時の厚生省令が発出した。外国人は法の適用対象とならないが、当分の間、外国人に対する生活保護の実施の取扱いに準じて保護を行つよう万全を期すこと」という趣旨の通知に基づき保護を行つてゐるため、「法令の定める事務又は業務」ではない。そのため、「同法を根拠として適切に対応できている」との回答は、矛盾している。	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重するとともに、制度運用の実態を踏まえた適切な対応を検討されたい。	-		一次回答において回答したとおり、提案団体からの要望については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号を根拠として適切に対応できるものであるが、本取扱いについて、改めて地方公共団体及び地方入国管理局に対して周知することを検討する。	
また、地方公共団体が、当通知に基づき保護を行うにあたり「万全を期す」ためには、支障事例に記載したとおり、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した資料を用意できない、あるいは提出が不容易である必要がある。しかし、現行制度下では、必要な資料を確実に入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が生じていることから、本提案に至つたものであり、厚生労働省には、自らの通知に基づき地方公共団体が行う措置にあたり支障となる事例に対しては、積極的に策を講じるべきであると考える。	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施の取扱いに準じて保護を行つよう万全を期すこと」という趣旨の通知に基づき保護を行つてゐるため、「法令の定める事務又は業務」ではない。そのため、「同法を根拠として適切に対応できている」との回答は、矛盾している。	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重するとともに、制度運用の実態を踏まえた適切な対応を検討されたい。			
なお、生活保護法第29条第2項では、特定の情報について官公署等に回答義務を課しているが、外国人に対する生活保護が、上記のとおり生活保護法による指針でないことから、本提案においては、生活保護法第29条第2項の改正ではない形の指針を求めている。						

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
273	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家の適正管理に関する特例法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心暮らしへに資する。 【現状】空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空き家についての情報を提供し、適正管理を求めていた。 しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には当人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になってしまったり、世代交代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。 【支障事例】放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要が出てくるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。 そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となってしまうほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。 法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続関係の教示を行うことも含む)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	空き家の相続人を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心暮らしへに資する。	空き家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、県市	-	鹿角市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、小田原市、三条市、多治見市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、大村市	O 空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件があることのよう場合、相続人は、その共有財産におけるとの注意をもって、相続財産を管理への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となる空き家については、法で法庫帰するための手続きを怠るなどのだらかに、相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることから、法定相続人を管理責任者として指定し、同人に特別な権利や義務を付与することには、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。 民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ(また相続財産の管理については、「相続人は、その共有財産におけるとの注意をもって、相続財産を管理しなければならない」とされ、法定相続人不存在となる空き家については、法で法庫帰するための手続きを怠るなどのだらかに、相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることから、法定相続人を管理責任者として指定し、同人に特別な権利や義務を付与することには、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。	
310	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	所有者を特定するところが困難な土地について、公共事業における用地取得の際に、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着手に至るまでに大きな事務的負担があった。	公共事業による用地取得の際に、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着手に至るまでに大きな事務的負担があった。 また、着工が遅れることに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利活用に係る現行制度の適用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金)に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事実も存在している。	道路整備事業による用地取得の際に、必要となる手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	-	福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋市、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島県	O 本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理制度において、多くのため話題をどうまることで、ますます状態が悪くなってしまうこと、容易に想像できる。 相続人の中で代表者が指定されれば、迅速かつ円滑な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。 O 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については如何かの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。 O 当初においても多くの空き家等については、所有者がいる例もある。納税登録者は、空き家の及ぼす問題を理解しているが、所有者の死後は、次世代に代わっている人もおり、ほとんどが意外在住者のため話題をどうまることで、ますます状態が悪くなってしまうこと、容易に想像できる。 相続人の中で代表者が指定されれば、迅速かつ円滑な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。 O 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については如何かの指針が必要であると思われる。 O 仕事場への対応を求めるために、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の間で納税義務者の決定が進んでいない場合も散見されるところから、提案のよう代表者の指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)において、「公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築等について、「関係省庁が一括して検討を行い、必要となる法規の次期通常国会への提出を目指す」とされているところであり、今後、関連する審議会等における議論を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料				
本提案は、すべての法定相続人が空き家を管理しない場合、当該空き家に関する書類等の受領や法定相続人間の連絡調整役となる責任者を行政が指定するにすぎず、こうした行為は、特別な権利や義務の付与、他の相続人の権利の制約、共有者としての責任を超える責任の付与加算に該当しないと考えられます。地方法において、地方税の適正な債権管理に資するため、法定相続人の1人を代表者に指定できるのと同様に、公益的かつ緊急的な課題を抱える空き家についても空き家の適正管理に資するよう法定相続人の1人を代表者として指定できるにすべきである。	-	-	-	【全国市長会】 慎重に検討されたい。 ただし、支障事例が多数あるため、当案を含め、解決策を積極的に検討すること。	○ 地方公共団体が法定相続人の中から代表人を指定し、その代表人から他の法定相続人に当該地方公共団体からの助言、指導、勧告等を伝達させる(義務づける)仕組みを検討すべきではないか。 ○ また、地方公共団体が把握している他の相続人に関する情報等を、代表人に情報提供できる仕組みを構築するべきではないか。 【経済省】 複数の相続人の中から特定の相続人を代表者として指定した場合、当該者が自治体からの助言等を他の相続人へ伝達する相続の共有部分を超えた責任を負う結果となることから、地方公共団体の責任で指さなければ困難である。 ○ 地方税法における規定において、相続人の中で債務を負担する代表者を定める場合に、相続人のうち一部が相続してあらゆる明確でない場合(相続に係りがある場合は等)に該当しておれば、相続人の生前又は死後不明である場合は合意しないと叶わないので、代表に指定された者は書類を交付する権限を有するものであり、相続人間の圧迫や調整についての規定はない。 ○一方、空家法では、個々の所有者等に対して助言・指導を行うことにより、効率的に空き家の状況等を促すことを目的としている。所有者等が複数の場合には、書類を同時に送達するため、内容証明郵便等の活用を「特定空家等に対するガドット」で行っている。 ○なお、空き家対策に取り組む地方公共団体等が具体的な問題等について対応方策を協議・検討していく「全国空き家対策推進協議会」(平成29年8月31日設立)においては、国土交通省が連携して、当該事例を含め、地方公共団体等が審議する課題等の解決に向け支援している。 【国土交通省】 国土上、「相続人が複数あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、同じに特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を侵害します。特定の相続人で共有者としての責任を超える責任を負わせることにいかがかと、困難である。 国土上、空き家対策に係る場合は、相続人の持分を考慮して、複数の相続人に対する助言・指導、勧告、命令等が規定されているが、これらの措置のうち助言・指導、勧告等が複数の相続人に対するものであり、複数の相続人に対する助言・指導等が複数の相続人に対するものである場合は、複数の相続人間の連絡調整役を担わせることが、既に既存の制度等で実現している。 ○ 空き家対策に取り組む地方公共団体が、具体的課題について対応方策を協議・検討していく「全国空き家対策推進協議会」が平成29年8月31日に設立され、空家所有者の効率的な探索方法や所有者が空き家等に係る財産管理制度の活用推進方策等について、該協議会で検討することとされており、国土交通省としては、こうした協議会の場を活用し、法務関係団体等とも連携して、具体的な課題の解決に向け取り組んでまいります。	○ 地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)も踏まつて、引き続き、関係省庁が一歩となって検討をしてまいりたい。 国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科会の第1回特別部会を開催したところ。同部会は12月上旬頃までに3回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。 (参考URL: http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html)
所有者を特定することが困難な土地については、支障事例にあらうに各自治体は用地取得に伴う様々な問題を抱えている。 関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一歩となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)も踏まつて、引き続き、関係省庁が一歩となって検討をしてまいりたい。 国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科会の第1回特別部会を開催したところ。同部会は12月上旬頃までに3回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。 (参考URL: http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html)	